

選 定 結 果 書

1 業務名

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館展示基本設計業務

2 選定通知日

平成26年7月14日

3 プロポーザルの方式

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）

4 公示日

平成26年8月7日

5 選定結果

○選定手続きに係る事項

参加表明者提出者名	選定の有無	非選定理由
株式会社丹青社	○	
株式会社乃村工藝社	○	

参加表明書審査表

件名：秩父宮記念スポーツ博物館・図書館展示基本設計業務

評価項目	評価事項	配点	評価点		備考
			A者	B者	
担当予定技術者の能力	資格及び経験	5	5	3	
	同種又は類似の実績	5	5	3	
	小計	10	10	6	
技術提案書の提出者の能力	技術者数 技術力	10	10	10	
	同種又は類似の実績	10	10	7	
	小計	20	20	17	
合計		30	<u>30</u>	<u>23</u>	
順位		—	1位	2位	
選定		—	○	○	※

※1 3点以下又は無得点項目があった場合は提案書の提出要請は行わない。

特 定 結 果 書

1 業務名

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館展示基本設計業務

2 選定通知日

平成26年7月14日

3 プロポーザルの方式

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）

4 公示日

平成26年6月23日

5 特定通知日

平成26年8月7日

6 特定結果

○選定手続きに係る事項

技術提案書提出者名	特定の有無	特定されなかった理由
株式会社丹青社	○	
株式会社乃村工藝社	×（次順位者）	

技 術 提 案 書 評 価 表

II-1 技術提案書を特定するための評価基準【40点／110点】

評価項目	提案書に記載する内容	評価	評点	評価基準	提出者(評価点) 平均点合計	
(1)担当予定技術者の能力 【10点満点】					A者	B者
①資格及び経験について	①総括技術者、主任技術者それぞれの保有資格 ②総括技術者、主任技術者、技術者の経験年数 ③所属(自社所属部門について)	A. 極めて十分である	5点	A. 総括技術者、主任技術者全員がそれぞれ一級建築士、学芸員資格、インテリアプランナーのいずれかの資格を有しているか、全員が実務経験を20年以上有している。	5	3
		B. 十分である	3点	B. 技術者全員が実務経験を15年以上有している。		
		C. 条件を満たしている	1点	C. 技術者全員が実務経験を10年以上有している。		
		D. 不十分である	0点	D. 実務経験10年未満の技術者が含まれている。		
		E. 評価対象外	0点	E. 記述がない又は示されていない。		
②同種又は類似業務の実績について	総括技術者、主任技術者の業務実績について同種業務を優先して記入	A. 極めて十分である	5点	A. 総括技術者、主任技術者全員が同種業務の実績を3件有している。	5	3
		B. 十分である	3点	B. 総括技術者、主任技術者全員が同種業務又は類似業務の実績をそれぞれ3件有している。		
		C. 条件を満たしている	1点	C. 総括技術者、主任技術者全員が同種業務又は類似業務の実績をそれぞれ1件以上有している。		
		D. 不十分である	0点	D. 同種業務又は類似業務の実績を1件も有していない技術者が含まれている。		
		E. 評価対象外	0点	E. 記述がない又は示されていない。		

(2)技術提案書の提出者の能力【10点満点】						A者	B者
①技術者数、技術力	①自社内における一級建築士の人数 ②自社内における学芸員資格者の人数 ③自社内におけるインテリアプランナーの人数	A. 極めて十分である B. 十分である C. 条件を満たしている D. 不十分である E. 評価対象外	5点	A. 一級建築士数:30人以上、学芸員資格20人以上、インテリアプランナー 5人以上	10	10	
			3点	B. 一級建築士数:20人以上、学芸員資格10人以上、インテリアプランナー 3人以上			
			1点	C. 一級建築士数:10人以上、学芸員資格5人以上、インテリアプランナー 1人以上			
			0点	D. 記載はあるが、上記Cの内容を満たしていない。			
			0点	E. 記述がない又は示されていない。			
②同種又は類似業務の実績について	①科学系施設の実績について同種業務を優先して最大3件記載 ②歴史系施設の実績について同種業務を優先して最大3件記載	A. 極めて十分である B. 十分である C. 条件を満たしている D. 不十分である E. 評価対象外	5点	A. 科学系施設、歴史系施設における同種業務の実績をそれぞれ3件ずつ有している	10	7	
			3点	B. 科学系施設、歴史系施設における同種業務の実績を1件以上有し、類似業務を含みそれぞれ3件ずつ有している。			
			1点	C. 科学系施設、歴史系施設における類似業務をそれぞれ3件ずつ有している。			
			0点	D. 記載はあるが、上記Cの内容を満たしていない。			
			0点	E. 記述がない又は示されていない。			
(3)業務の実施方針【20点満点】							
実施方針、進め方、設計上特に配慮すべき事項等	①当業務の実施方針について記載 ②当業務の具体的な進め方について記載 ③設計上配慮すべき事項について記載 ④当業務に必要となる実施体制(専門技術者)について記載	A. 非常に良く整理・検討されている B. 良く整理・検討されている C. 整理・検討されている D. その他 E. 評価対象外	20点	A. ①当施設の目的やコンセプトが明確に整理されている。 ②神宮外苑全体における当施設の位置づけについても整理されている。 ③公開承認施設の基準を満たすための設計的配慮等について記載がある。 ④当施設の設計に十分な専門技術者が配置されている(展示企画、展示デザイン、展示体験技術、資料保存環境、建築与件調整等)。 以上の4項目について検討されている。	19	18	
			15点	B. 上記の①～④のうち3項目について検討されている。			
			10点	C. 上記の①～④のうち2項目について検討されている。			
			5点	D. 上記の①～④のうち1項目について検討されている。			
			0点	E. 記述がない又は上記の①～④の検討項目が1項目も含まれていない。			
II-1平均点合計						39	32

II-2 課題についての提案【70点／110点】

評価項目	提案書に記載する内容	評価	評点	評価基準	A者	B者
①新国立競技場に設置される博物館・図書館としての特徴づけについて	基本計画を踏まえ、新博物館・図書館としての特徴やスタジアム内の施設である事についての特徴等について記載	A. 非常によく理解されている	10点	A. ①基本計画の内容をよく理解している。 ②博物館・図書館の連携等についてよく検討されている。 ③競技場やその他の施設との連携についてよく検討されている。 ④集客性等についてもよく検討されている。 以上の4項目について検討されている。	10	7.8
		B. よく理解されている	7点	B. 上記の①～④のうち3項目について検討されている。		
		C. 理解されている	5点	C. 上記の①～④のうち2項目について検討されている。		
		D. 一部理解されている	3点	D. 上記の①～④のうち1項目について検討されている。		
		E. 評価対象外	0点	E. 記述がない又は上記の①～④の検討項目が1項目も含まれていない。		
②展示全体の考え方について	展示コンセプト、展示テーマ、目的等について基本計画を踏まえた上での考え方について記載	A. 非常によい提案がなされている	10点	A. ①展示コンセプトについて新たな提案がなされている。 ②展示テーマについて新たな提案がなされている。 ③スポーツ基本法をはじめとする展示の目的をよく理解している。 ④現競技場内にある芸術作品の活用等について新たな提案がなされている。 ⑤その他、特に優れた企画(独自性のある企画)が盛り込まれている。 以上の5項目のうち4項目について検討されている。	10	8
		B. よい提案がなされている	7点	B. 上記の①～⑤のうち3項目について検討されている。		
		C. 一定の水準を満たしている	5点	C. 上記の①～⑤のうち2項目について検討されている。		
		D. 内容が不十分である	3点	D. 上記の①～⑤のうち1項目について検討されている。		
		E. 評価対象外	0点	E. 記述がない又は上記の①～⑤の検討項目が1項目も含まれていない。		
③体験ゾーンの考え方と展開方法について	体験ゾーンの考え方について具体的な展開方法及び設計上の配慮すべき事項等について記載	A. 非常によい提案がなされている	15点	A. ①体験展示の目的についてよく検討されている。 ②スポーツ科学に基づいたインパクトのある体験展示が検討されている。 ③安全性についてよく検討されている。 ④実現性を考慮した提案となっている(コスト・運営等)。 ⑤その他、特に優れた企画(独自性のある企画)が盛り込まれている。 以上の5項目のうち4項目について検討されている。	15	9.4
		B. よい提案がなされている	10点	B. 上記の①～⑤のうち3項目について検討されている。		
		C. 一定の水準を満たしている	7点	C. 上記の①～⑤のうち2項目について検討されている。		
		D. 内容が不十分である	5点	D. 上記の①～⑤のうち1項目について検討されている。		
		E. 評価対象外	0点	E. 記述がない又は上記の①～⑤の検討項目が1項目も含まれていない。		

					A者	B者
④資料ゾーン・企画展示ゾーンの考え方と展開方法について	資料ゾーン・企画展示ゾーンの考え方について具体的な展開方法及び設計上の配慮すべき事項等について記載	A. 非常によい提案がなされている B. よい提案がなされている C. 一定の水準を満たしている D. 内容が不十分である E. 評価対象外	15点 10点 7点 5点 0点	A. ①資料活用について具体的な考え方が検討されている。 ②資料映像の活用等についてよく検討されている。 ③企画展での活用等についてよく検討されている。 ④展示資料の保存及び展示替えの容易性、安全性等について配慮されている。 ⑤その他、特に優れた企画(独自性のある企画)が盛り込まれている。 以上の5項目のうち4項目について検討されている。 B. 上記の①～⑤のうち3項目について検討されている。 C. 上記の①～⑤のうち2項目について検討されている。 D. 上記の①～⑤のうち1項目について検討されている。 E. 記述がない又は上記の①～⑤の検討項目が1項目も含まれていない。	13.4	10.4
⑤資料の保存・収蔵環境に関する考え方について	新博物館・図書館としての資料の保存や収蔵環境に関する基本的な考え方のほか、設計上の配慮すべき事項等について具体的に記載	A. 非常によい提案がなされている B. よい提案がなされている C. 一定の水準を満たしている D. 内容が不十分である E. 評価対象外	10点 7点 5点 3点 0点	A. ①資料の特性に配慮した保存環境についてよく検討されている。 ②運営者の使い勝手について具体的によく検討されている。 ③図書館書庫について具体的によく検討されている。 ④今後の収集・整理の方法についてよく検討されている。 ⑤その他、特に優れた企画(独自性のある企画)が盛り込まれている。 以上の5項目のうち4項目について検討されている。 B. 上記の①～⑤のうち3項目について検討されている。 C. 上記の①～⑤のうち2項目について検討されている。 D. 上記の①～⑤のうち1項目について検討されている。 E. 記述がない又は上記の①～⑤の検討項目が1項目も含まれていない。	9.4	9.4
⑥図書館の考え方について	基本計画を踏まえ、図書館の在り方に関する基本的な考え方について具体的に記載	A. 非常によい提案がなされている B. よい提案がなされている C. 一定の水準を満たしている D. 内容が不十分である E. 評価対象外	10点 7点 5点 3点 0点	A. ①一般市民に対するサービス内容についてよく検討されている。 ②研究者に対するサービス内容についてよく検討されている。 ③博物館資料と図書資料の横断的な活用について具体的に検討されている。 ④国内外の図書館との連携について具体的な検討がなされている。 ⑤その他、特に優れた企画(独自性のある企画)が盛り込まれている。 以上の5項目のうち4項目について検討されている。 B. 上記の①～⑤のうち3項目について検討されている。 C. 上記の①～⑤のうち2項目について検討されている。 D. 上記の①～⑤のうち1項目について検討されている。 E. 記述がない又は上記の①～⑤の検討項目が1項目も含まれていない。	8.8	7
II-2平均点合計					66.6	52
総合得点(II-1+II-2)					105.6	84
順位					1	2

契約の内容

業務の名称	秩父宮記念スポーツ博物館・図書館展示基本設計業務	
業務概要	本業は、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館に係る展示の基本設計業務を行うものである。	
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約担当官等の役職	理事長
	契約担当官等の氏名	河野 一郎
	所属する部局の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	所属する部局の所在地	東京都港区北青山二丁目8番35号
契約年月日	平成26年8月20日	
契約の相手方の名称	株式会社丹青社	
契約の相手方の住所	東京都台東区上野五丁目2番2号	
契約金額（税込み）	48,600,000円	
予定価格（税込み）	48,600,000円	
落札率	100%	
業務場所	東京都足立区綾瀬六丁目11番17号	
業種区分	設計・コンサルティング業務	
履行期間	平成27年3月31日まで	

随意契約理由書

1 契約業者名

株式会社丹青社

2 業務の名称

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館展示基本設計業務

3 隨意契約理由

本件は、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きに基づき、建設コンサルタント選定委員会において技術提案書が特定された者と契約を締結するものであり、当該業務を実施できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから、会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」及び、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規程第11条第2項「特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合」に該当するため、選定され株式会社丹青社と随意契約をするものである。